

高鍋町感染症対策営業時間短縮要請協力金事業支援金 (令和3年8月20日要請分) 支給額計算書

【必ず確認してください】

支給額計算にあたっての確認事項

- ①支給額は、店舗単位での計算となります。
- ②支給額の計算に用いる売上高は、営業時間短縮を行った店舗の飲食事業に関する売上高（以下、「飲食業売上高」と表記）となります。
- ③飲食業売上高には、営業時間短縮要請の対象外の宅配（デリバリー）や持ち帰り（テイクアウト）の売上は含めません。
- ④支給額計算に用いる飲食業売上高は、消費税抜きの金額です。
(消費税及び地方消費税を除いた金額)

上記について確認しました。

法人名（法人のみ記載）	
代表者氏名	
店舗名	

◎事業規模および開店時期によって記入ページが異なります。

下記の①および②に記入し、該当するページから支給額を計算し、支援金交付申請書の「交付申請額」と支援金交付請求書に転記してください。

①時短要請に協力した日数について（□にチェックを入れてください。）

☐ 7日間(8/25~8/31)（左の全期間中、時短要請に協力した店舗が対象です）

②事業規模について（いずれかの□にチェックを入れてください。）

☐ 中小企業（個人事業主含む）・・・以下の要件のいずれかを満たすこと

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業(カラオケ等)	5,000万円以下	100人以下

【2ページから記入してください。】

☐ 大企業【4ページから記入してください。】

【中小企業（個人事業主含む）はここから記入してください。】

店舗が開店したのは、令和2年8月1日以前ですか？

☐ いいえ

☐ はい

令和元年8月と令和2年8月の飲食業売上高（消費税抜き）は、
どちらも、「2, 5 8 3, 3 2 3円以下」ですか？

☐ いいえ（当てはまらない）

☐ はい

支給額は1日当たり25,000円になります。

支援金支給額を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します。」にチェックを入れてください。

1日当たり支給額
25,000円

×

時短協力日数
7日

=

支援金支給額
175,000円

☐ 上記内容で申請します。

※☐にチェックを入れてください。

※計算は以上で終わりです。

支援金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）の添付は省略ができます。

3ページから記入してください。

6ページから記入してください。

【売上高方式での計算（中小企業）】

以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

令和元年又は令和2年の8月の飲食業売上高が分かりますか？	☐ いいえ	年間飲食業売上高による申請を選択しますか？
☐ はい	☐ はい	☐ いいえ
7ページへお進みください。		
令和2年又は令和元年の1日当たり飲食業売上高の計算 令和2年又は令和元年の8月の飲食業売上高 (税抜) ① 円 いずれかに○をしてください。 $\div$ 31日 ()日※ $=$ 1日当たりの飲食業売上高 ② 円 (1円未満切り上げ) (※) 令和2年8月1日～8月16日の宮崎県による休業要請に協力し、休業した店舗が、①において令和2年8月の売上高を用いる場合は、31日から休業した日を除いた日数を()に記入して計算してください。		
※次のいずれにも該当する場合は、4ページへお進みください。 ●「②の額が250,001円以上」 ●「(①の額) - 「令和3年8月の飲食業売上高」 ÷ 「31日」が、187,501円以上		
令和2年又は令和元年の1日当たり飲食業売上高に基づく支給単価の計算 1日当たりの飲食業売上高 ② 円 (1円未満切り上げ) $\times$ 0.3 $=$ 1日当たりの支給単価 ③ ,000 円 (千円未満切り上げ)		
支援金支給額の計算 1日当たり支給単価 ③ ,000 円 (千円未満切り上げ) 上限額 ④ 75,000 円 ③と④のうち低い額を⑤に記入してください。 1日当たり支給額 ⑤ ,000 円 $\times$ 時短協力日数 日 $=$ 支援金支給額 ,000 円 ◎ 1ページ目で選択した日数を記載 ☐ 上記内容で申請します。 ※□にチェックを入れてください。 ※計算は以上で終わりです。支援金支給額を申請書、請求書に転記してください。 ※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。		

支援金支給額の計算 支給額は1日当たり25,000円になります。		
1日当たり支給額 25,000 円	$\times$ 時短協力日数 7 日	$=$ 支援金支給額 175,000 円
☐ 上記内容で申請します。 ※□にチェックを入れてください。 ※計算は以上で終わりです。支援金支給額を申請書、請求書に転記してください。 ※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）の添付は省略ができます。		

【売上高減少額方式での計算（大企業又は売上高減少額方式を選択する中小企業）】

以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

最後に、支給額等を必ずご確認くださいのうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

開店したのは、令和2年8月1日以前ですか？

☐ はい
☐ いいえ

5 ページへお進みください。

1日当たり飲食業売上高減少額の計算

令和2年又は令和元年の
8月の飲食業売上高（税抜）
① 円

－

令和3年8月の飲食業売上高
② 円

＝

飲食業売上高減少額
③ 円

いづれかに○をしてください。

飲食業売上高減少額
③ 円

÷

31日
()日※

＝

1日当たり飲食業売上高減少額
④ 円
(1円未満切り上げ)

（※）令和2年8月1日～8月16日の宮崎県による休業要請に協力し、**休業した店舗**が、①において**令和2年8月の売上高**を用いる場合は、31日から休業した日を除いた日数を（ ）に記入して計算してください。

1日当たり飲食業売上高減少額に基づく支給単価および上限額の計算

1日当たり飲食業売上高減少額
④ 円
(1円未満切り上げ)

× 0.4 =

1日当たり支給単価
⑤ ,000 円
(千円未満切り上げ)

令和2年又は令和元年の
8月の飲食業売上高
⑥ 円

÷

31日
()日※

× 0.3 =

上限額Ⅰ
⑦ ,000 円
(千円未満切り上げ)

⑧ 200,000 円
上限額Ⅱ

上記「1日当たり飲食業売上高減少額の計算」で選択した日数と同じ日数を選択してください。

支援金支給額の計算

⑤、⑦、⑧のうち最も低い額を⑨に記入してください。

1日当たり支給額
⑨ ,000 円

×

時短協力日数
7 日

＝

支援金支給額
,000 円

☐ 上記内容で申請します。
※□にチェックを入れてください。

※計算は以上で終わりです。支援金支給額を申請書、請求書に転記してください。
※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

【売上高減少額方式での計算（令和2年8月2日以降に開店した店舗）】

売上高減少額方式で計算する店舗のうち、令和2年8月2日以降に開店した店舗については、以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

最後に、支給額等を必ずご確認くださいのうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

時短要請前の1日当たり飲食業売上高の計算

下表により、開店日に応じた「①時短要請前の飲食業売上高」及び「②日数」を記入してください。

【店舗の開店日：令和 年 月 日】

開店日	①時短要請前の飲食業売上高	②日数
R2.8.2～R3.7.1	R3年7月の飲食業売上高	31日
R3.7.2～R3.7.21	開店日から31日間の飲食業売上高	31日
R3.7.22～R3.8.20	開店日からR3.8.20までの飲食業売上高	開店日からR3.8.20までの日数

時短要請前の飲食業売上高（税抜）

① 円

②日数

÷ ()日

1日当たりの飲食業売上高

③ 円
(1円未満切り上げ)

時短要請期間を含む期間の1日当たり飲食業売上高の計算

令和3年8月の飲食業売上高

④ 円

÷ 31日

1日当たりの飲食業売上高

⑤ 円
(1円未満切り上げ)

1日当たり飲食業売上高減少額に基づく支給単価の計算

1日当たりの飲食業売上高

③ 円
(1円未満切り上げ)

1日当たりの飲食業売上高

⑤ 円
(1円未満切り上げ)

× 0.4 =

1日当たり支給単価

⑥ ,000 円
(千円未満切り上げ)

上限額の計算

1日当たりの飲食業売上高

③ 円
(1円未満切り上げ)

× 0.3 =

上限額Ⅰ

⑦ ,000 円
(千円未満切り上げ)

上限額Ⅱ

⑧ 200,000 円

支援金支給額の計算

⑥、⑦、⑧のうち最も低い額を⑨に記入してください。

1日当たり支給額

⑨ ,000 円

時短協力日数

7 日

×

支援金支給額

,000 円

☐ 上記内容で申請します。

※☐にチェックを入れてください。

※計算は以上で終わりです。支援金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

【売上高方式（新規開店特例により計算）】

令和2年8月2日以降に開店した店舗については、以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

時短要請前の1日当たり飲食業売上高に基づく支給単価の計算

下表により、開店日に応じた「①時短要請前の飲食業売上高」及び「②日数」を記入してください。

【店舗の開店日：令和 年 月 日】

開店日	①時短要請前の飲食業売上高	②日数
R2.8.2～R3.7.1	R3年7月の飲食業売上高	31日
R3.7.2～R3.7.21	開店日から31日間の飲食業売上高	31日
R3.7.22～R3.8.20	開店日からR3.8.20までの飲食業売上高	開店日からR3.8.20までの日数

時短要請前の飲食業売上高（税抜）

①

円

②日数

÷ ()日 × 0.3 =

1日当たりの支給単価

③

,000円

（千円未満切り上げ）

③は25,000円を超えますか？

☐ いいえ

☐ はい

支援金支給額の計算

1日当たりの支給単価

③

,000円
（千円未満切り上げ）

上限額

④

75,000円

③と④のうち低い額を⑤に記入してください。

1日当たり支給額

⑤

,000円

×

時短協力日数

7日

=

支援金支給額

,000円

☐ 上記内容で申請します。

※☐にチェックを入れてください。

※計算は以上で終わりです。支援金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

支援金支給額の計算

支給額は1日当たり25,000円になります。

1日当たり支給額

25,000円

×

時短協力日数

7日

=

支援金支給額

175,000円

☐ 上記内容で申請します。

※☐にチェックを入れてください。

※計算は以上で終わりです。支援金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）の添付は省略ができます。

【売上高方式（年間売上高での計算）】

令和2年及び令和元年の8月の売上が不明な場合は、年間売上高による申請ができますので、以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

最後に、支給額等を必ずご確認くださいのうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

令和元年度又は令和2年度のどちらかの年間の売上高がわかりますか？	
☐ はい	☐ いいえ
令和2年又は令和元年の 年間売上高に基づく支給単価の計算 いずれかに○をしてください。 令和2年又は令和元年の 年間飲食業売上高（税抜） ① 円 ÷ 365 日 366 日※ () 日※ × 0.3 = 1日当たりの支給単価 ② ,000 円 (千円未満切り上げ) （※）令和2年2月29日の売上高を含む場合は、366日に○をしてください。なお、令和2年4月25日～5月10日及び令和2年8月1日～8月16日の宮崎県による休業要請に協力した店舗が、①において当該休業要請月の売上高を含む場合は、366日から要請に応じて休業した日を除いた日数を（ ）に記入して計算してください。	
☐ はい ☐ いいえ	
②は25,000円を超えますか？ ☐ はい	
支援金支給額の計算 1日当たりの支給単価 ② ,000 円 (千円未満切り上げ) 上限額 ③ 75,000 円 ②と③のうち低い額を④に記入してください。 1日当たり支給額 ④ ,000 円 × 時短協力日数 7 日 = 支援金支給額 ,000 円 ☐ 上記内容で申請します。 ※□にチェックを入れてください。 ※計算は、以上で終わりです。支援金支給額を申請書、請求書に転記してください。 ※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。	
支援金支給額の計算 支給額は1日当たり25,000円になります。 1日当たり支給額 25,000 円 × 時短協力日数 7 日 = 支援金支給額 175,000 円 ☐ 上記内容で申請します。 ※□にチェックを入れてください。 ※計算は以上で終わりです。支援金支給額を申請書、請求書に転記してください。 ※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）の添付は省略ができます。	